

群馬大学共同教育学部将来構想委員会規程

令和2.4.1 制定

(設置)

第1条 群馬大学共同教育学部の将来構想を審議するため、群馬大学共同教育学部将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員である教授 1人
- (3) 教授会から選挙により選出された教員 4人
- (4) 学部長が指名する教員 若干人

(任期)

第3条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審議結果について教授会に報告しなければならない。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、教授会が定める。

(幹事)

第9条 委員会に幹事を置き、事務長をもって充てる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務係において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、旧群馬大学教育学部将来構想委員会規程（平成16年4月1日制定。以下「旧規程」という。）第2条第3号及び第4号に規定する委員であ

る者は、施行日にこの規程第2条第3号及び第4号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。